

【共通】

業務名：岩美町道路橋梁定期点検業務(15m以上)

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、道路法第42条第2項、道路法施行令第35条の2第2項及び道路法施行規則第4条の5の6に定める道路橋梁の点検について、岩美町内における町道橋(橋長15.0m以上、46橋)の法定定期点検(三巡目)を実施するものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「設計業務共通仕様書(最終改定:令和8年3月10日)」、「鳥取県道路橋梁定期点検マニュアル(令和7年4月)」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		町道橋定期点検(L=15m以上) N=46橋 詳細別紙設計書条件参照
追加				資料の貸与及び返却		本業務において、道路台帳(橋梁調書)及び二巡目点検時の橋りょう定期点検調書及び最新の定期点検調書様式、その他必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		
追加	1			地元関係者との交渉等		地元関係者との交渉等に必要資料(本点検に係る道路通行止に関する案内等)を作成すること。
追加				成果物の提出		成果物として以下を提出すること。 ・報告書 2部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部
追加				関連業務		
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				遠隔臨場		
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				オンライン電子納品		
追加				BIM/CIM適用		
追加				担当技術者の実施状況報告書		
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		<p>真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、ポーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。</p> <p>現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。</p> <p>履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。</p> <p>なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。</p> <p>積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。</p> <p>※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。</p> <p>なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。</p>
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		<p>熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。</p>
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		<p>本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」(令和8年3月5日付第202500244570号県土整備部長通知)の対象である。</p> <p>請求等の取扱いについては、https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の取扱いによること。</p>
追加				その他		

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、5回を予定している。 ・当初・中間(3回)・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1117	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
追加				その他		(点検方法について) 本業務では、近接目視にて点検することを想定している。 近接目視をするに当たり、橋梁点検車等を使用せざるを得ない場合は、調査職員と協議すること。起工時点では前回点検(令和3年度)実績より、使用する橋梁を想定している。 (新技術の活用について) 点検実施に当たっては「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を実施すること。 国の点検要領等が改定され、業務内容の変更が見込まれる場合は、別途変更契約を締結することがある。また、当該点検要領の改定に伴い、点検計画等の見直しを要する場合は、必要に応じて業務を一時中止又は履行期間を延伸する場合がある。